

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び 就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」について

本日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。

現下の物価高に対応するとともに、中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やし、いわゆる年収の壁等による働き控えを緩和し就労促進を図るという方向性については、全国知事会として一定程度理解する。

また、地方からの意見を踏まえ、大綱において、地方負担に対する目に見える形での交付税措置や一般財源総額の増額確保、事務執行を担う市町村に配慮した特別交付金などの財政措置が示されたことについては、評価するところである。

取りまとめに当たられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表する。

全国知事会としては、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、第一に、事務負担については市町村の意見を十分反映し、その最小化を徹底すること、第二に、財政負担については地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営に支障が生じないようにするとともに、消費税率の引下げによる地方財政への影響についても確実に対応すること、第三に、更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、地方三団体との間で早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、丁寧に協議を行うこと、以上三点を約束していただくことを大前提として、大綱案の内容で所要の手続を進めることに同意したところである。

政府におかれては、令和9年度の制度開始に向けて、費用の負担割合や詳細な事務内容等について速やかに協議を進めるとともに、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項については、「給付付き税額控除」のあるべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うことを強く求める。

今回、昨年いわゆる教育無償化に関する協議やこの度の協議における全国知事会からの意見を踏まえ、地方に大きな負担が生じる分野における国と地方の新たな協議の仕組みの検討や、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について「こども

政策に関する国と地方の協議の場」等で議論する方針が示されたことは評価する。

政府におかれては、地方自治法に基づく国と地方の役割分担の原則を踏まえるとともに、国と地方が対等・協力の関係にあることを十分認識した上で、制度設計の初期段階から地方と十分に協議し、現場の実情を踏まえた、より実効性の高い政策の実現に取り組むことを強く求める。

令和8年9月15日

全国知事会 会長

長野県知事 阿部 守一

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣